

令和9年度広告協賛事業による乳幼児健康診査通知発送用
封筒の無償提供者募集要項

令和9年度乳幼児健康診査通知発送にあたり、財政負担の軽減を図るとともに、企業と地域のコミュニティ形成に寄与することを目的として、広告入り封筒の無償提供者を募集します。

1 募集内容

広告入り封筒の無償提供者

令和9年度乳幼児健康診査通知発送にあたり使用する封筒に、広告の掲載を希望する者（広告主）を募集し、その広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に封筒を無償提供していただきます。

2 無償提供していただくもの

（1）規格等

	乳幼児健康診査通知発送用封筒
サイズ等	洋長型3号（窓付き、糊付き）
部数	11,000枚
広告掲載面・位置	裏面
用途	乳幼児健康診査通知の発送
納品	令和9年3月中旬までに、川越市総合保健センターに封筒を納品

※広告掲載の有無にかかわらず、上記封筒を納品するものとする。

※予定部数を変更する場合は、両者協議の上で決定する。

※広告の募集、企画・編集、印刷、配送等作成に要するすべての費用は、事業者が獲得する広告収入により賄うこととし、市の費用負担は一切生じないものとする。

（2）広告内容

広告主及び広告内容については「広告協賛事業による乳幼児健康診査通知発送用封筒の無償提供に関する取扱要領」及び「川越市広告掲載基準」を遵守すること。

（3）掲載内容及び作成方法

広告及び下記内容を掲載する他、下記の役割分担で作成を行うこと。

	乳幼児健康診査通知発送用封筒
無償提供者	「料金後納郵便」の封筒を用意し、レイアウトの制作・編集及び内容の確認をする。
川越市	内容の確認。

3 無償提供の期間

1年間（令和9年4月1日～令和10年3月31日）

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- （1）過去3年間で他の地方公共団体において広告協賛事業を実施した実績を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）川越市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条に該当しないこと。
- （4）市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

5 募集期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月7日（金）まで

6 提出書類

- ・広告協賛事業による乳幼児健康診査通知発送用封筒の無償提供申込書（様式第1号）
- ・最近2か年分の納税証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・会社の概要（パンフレット等）：1部
- ・物品の見本：10部

・企画書：1部

※提出された書類は返却しません。

なお、企画書には次の内容を含めてください。

- (1) 過去3年間で、他の地方公共団体における同種の業務実績
- (2) 物品納入までのスケジュール
- (3) 広告業者の選定基準とプロセス
- (4) 苦情や問い合わせ等への対応方法
- (5) 物品に不備があった場合の対応方法

7 申込み方法

川越市こども未来部母子保健課（川越市総合保健センター内）に直接持参または郵送してください。受付時間：平日午前8時45分から午後4時30分。郵送の場合は、令和8年8月7日（金）必着。

8 無償提供者選定方法等

選定に当たっては、本市職員で構成された選定委員会を設け、提案内容、過去の実績等を総合的に評価し、無償提供者を選定します。

選考結果について、広告協賛事業による乳幼児健康診査通知発送用封筒の無償提供許可・不許可決定通知書により応募者全員に通知します。

選考結果通知予定日 令和8年9月9日（水）

なお、選考結果通知後、速やかに協定を締結するものとします。

9 その他

- (1) 申込書等に虚偽の記載をした場合は失格となります。
- (2) 申込書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担となります。
- (3) 提出された申込書は、本要項に基づく選定のみに使用し、他の用途に申込者に無断で使用することはありません。
- (4) 封筒の作成及び提供に係るすべての経費は、封筒を無償で提供する事業者として決定を受けた者において負担していただきます。
- (5) 封筒を無償で提供する事業者として決定を受けた者は、封筒を作成する前に、広告掲載原稿を市へ提出し、内容等を確認します。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は協議により別に定めるものとします。

10 申込書等の提出・問い合わせ先

川越市こども未来部母子保健課 母子保健第二担当（川越市総合保健センター

内)

〒350-1104 川越市小ヶ谷817番地1

電話：049-229-4125